

教高第727号
教特第258号
教体第658号
教文第1190号
令和3年(2021年)8月19日

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和3年(2021年)9月12日(日)まで延長されることになりました。

最近の陽性者は感染力が強いといわれる変異株によるものが大半を占めていること、児童生徒等における感染も増加していること、県内高校の運動部活動においてクラスターが発生していること等を踏まえ、夏季休業明けの始業を迎えるにあたり、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を更に徹底する必要があります。

つきましては、令和3年(2021年)8月5日付け教高第665号 教特第248号 教体第621号 教文第1111号で通知した対策の期間を令和3年(2021年)9月12日(日)までとします。

なお、児童生徒等が一斉に登校した際に新たな感染者や濃厚接触者を出さないよう、最大の危機感を持って感染防止対策に当たっていただくとともに、感染拡大により臨時休業等となった場合に備えて、児童生徒等の学びを止めないためのオンライン等による支援体制について万全の準備をお願いします。

また、学校の感染状況等に応じて、臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮の感染防止対策を図ってください。実施の際は、教育委員会(関係課)と事前の協議をお願いします。

特に、今後、学校におけるクラスターを発生させないため、別添写し並びに別紙1「教職員の皆様へ」及び別紙2「児童生徒等・保護者の皆様へ」の内容を遵守し、3つの対策(①家庭での対策、②学校生活での対策、③部活動での対策)の徹底をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704